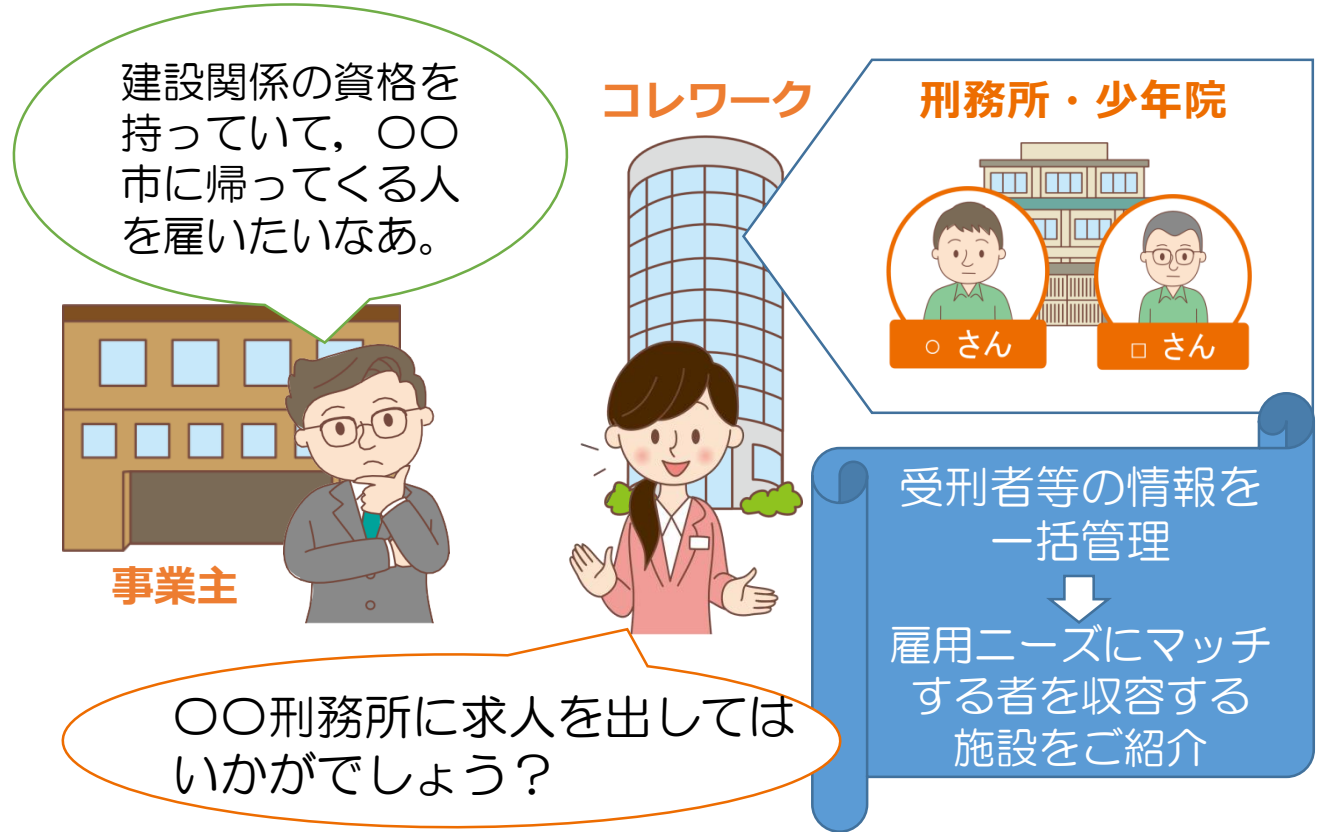


コレワークとは 

罪を犯して刑務所や少年院に入っている人と、事業主の皆様とをつなぐお手伝いをする **法務省の機関**です。

コレワーク四国は、主に四国4県を中心に活動を行い、出所者や出院者の雇用を検討して下さる事業主の皆様の、御相談や情報提供に対応させていただきます。

事業主の皆様の求人募集をお手伝いします。

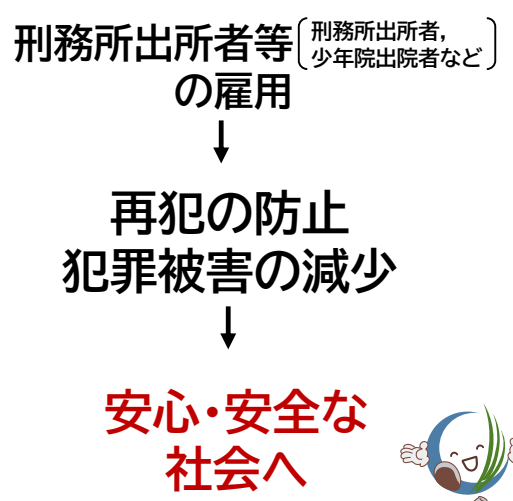
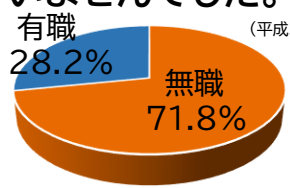


再犯防止と仕事の関係

無職者と有職者では再犯率が大きく異なります。
(平成26年～30年 法務省調査による)



再犯をして刑事施設に戻った人の多くが、仕事をしていませんでした。
(平成30年 矯正統計年報による)



事業主の皆様安心してご利用いただくために

- ・雇用に関する支援制度や手続き等を分かりやすく説明する「雇用支援セミナー」
- ・雇用するに当たり、様々な不安に思われることにお答えする「個別相談会」
- ・実際に罪を犯した人がどんな生活をしているのか、「塀の中」を見てもらう



「刑務所・少年院スタディツアー」
など、開催しております。



雇用支援セミナー



個別相談会



刑務所・少年院
スタディツアー

事業主の方を支える仕組み

□刑務所出所者等就労奨励金制度

刑務所出所者等を雇用した場合に「就労・職場定着奨励金」が、刑務所出所者等を雇用してから一定期間経過した場合に「就労継続奨励金」が支払われます。

※事前に協力雇用主として保護観察所にご登録いただく必要があります。また、雇用実態に応じて、支払われる金額は異なります。

□身元保証制度

身元保証人を確保できない刑務所出所者等を雇用した日から最長1年間、刑務所出所者等により被った損害のうち、一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金が支払われます。

□トライアル雇用制度

刑務所出所者等を試行的に雇用した場合、最長3か月間、月額4万円が支払われます。

※事前にトライアル雇用求人をハローワークに登録していただくとともに、雇用保険に加入していることが条件となります。

多くの事業主様が利用されています。疑問や不安な点など、お気軽にお問い合わせください。



社会復帰へのステップを雇用で支えていただけませんか



コレワーク四国(担当エリア:四国4県)

〒760-0033

香川県高松市丸の内1番1号

高松法務合同庁舎B1階

電話:0120-29-5089 (フリーダイヤル)

【平日10:00~17:00】

E-mail:corrework-shikoku@i.moj.go.jp

http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00070.html

相談無料

